

1 都民生活、男女平等参画推進の施策

1	地域活動・多文化共生の推進等……………	34
2	法人の許認可等……………	40
3	男女平等参画施策の企画調整……………	42
4	東京ウィメンズプラザの運営……………	44
5	渡航事務……………	49
6	政策連携団体への助成等……………	51

都民生活、男女平等参画推進の施策

都民生活部は、幅広く都民生活を支援し、都民サービスの向上を図るため、地域活動及び多文化共生社会づくりの推進、法人の許認可、男女平等参画に関する施策の推進、女性の活躍推進の気運醸成並びに旅券の発給等の事務を行っている。

主な事業は、次のとおりである。

1 地域活動・多文化共生の推進等

- (1) 「共助社会づくりを進めるための東京都指針」（平成28年2月策定）に基づき、ボランティア活動を中心とした共助社会づくりの推進に関する事業を実施している。
- (2) 町会・自治会が地域の課題を解決するために取り組む事業などを支援する「地域の底力発展事業助成」、「地域コミュニティ活性化事業」等を実施している。
- (3) 結婚を希望しながらも一歩を踏み出せないでいる都民を社会全体で後押しするため、結婚に向けた気運の醸成に取り組んでいる。
- (4) 「東京都多文化共生推進指針」（令和7年6月改定）に基づき、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいる。
- (5) 「東京都太田記念館」（留学生宿舎）の管理運営を行っている。
- (6) 主に外国人相談等の専門的な相談に対応し、適切に情報提供等を行っている。

2 法人の許認可等

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）等に基づき、東京都公益認定等審議会を設置し、公益法人の認定及び監督等を実施している。
- (2) 宗教法人法に基づく宗教法人の認証等を実施している。
- (3) 特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等を実施している。

3 男女平等参画施策の企画調整

- (1) 男女平等参画に関する施策の総合的な推進を図るため、調査、企画及び関係機関等との連絡調整を実施している。
- (2) 東京都男女平等参画基本条例に基づき、女性の活躍推進に向けた気運醸成のための事業及び生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に関する取組を実施している。
- (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策を推進している。

4 東京ウィメンズプラザの運営

- (1) 男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、様々な悩みに対応した相談事業を実施している。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者等からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

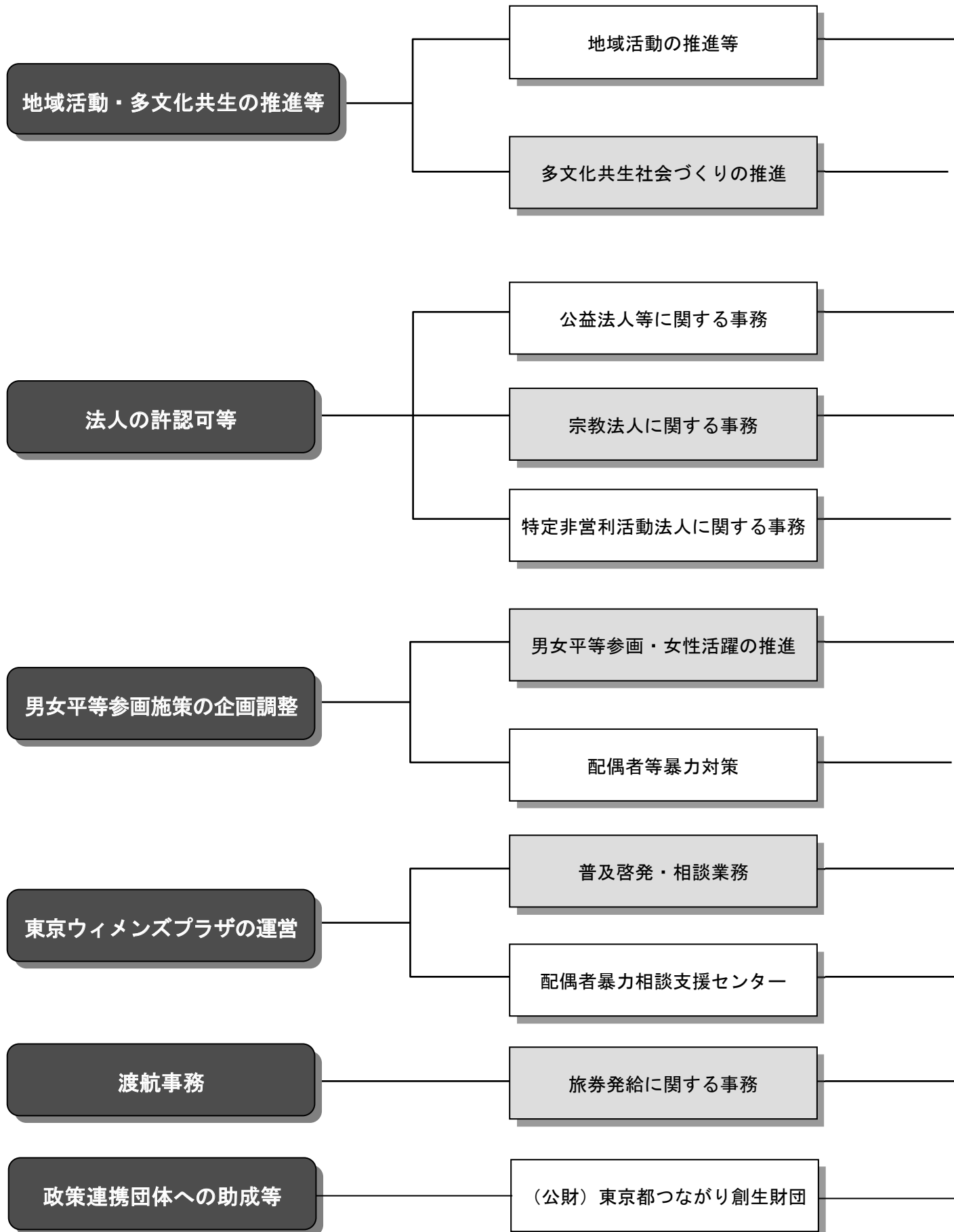
5 渡航事務

都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等を実施している。

6 政策連携団体への助成等

都における多文化共生社会づくり及び共助社会づくりの推進事業を実施する公益財団法人東京都つながり創生財団への助成を行っている。

事業の体系



・ 共助社会づくりの推進（ボランティア活動の推進、町会・自治会活動の支援）、結婚支援

・ 多文化共生社会づくりの推進
・ 東京都太田記念館の管理運営

・ 公益法人認定法等に基づく公益社団法人・公益財団法人の認定及び監督等の事務

・ 宗教法人法に基づく宗教法人の認証等の事務

・ 特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等の事務

・ 男女平等参画に関する施策の総合的推進
・ 女性の活躍推進に関する施策の実施
・ 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の推進に関する施策の実施

・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進

・ 男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、相談等の事業

・ 配偶者等からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援等の事業の実施

・ 都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等の実施

・ 当財団への助成、運営支援の実施

1 地域活動・多文化共生の推進等（都民生活部地域活動推進課）

(1) 地域活動の推進

ア 共助社会づくりの推進（ボランティア活動の推進）

多様な主体と協働し、ボランティア活動を中心とする社会貢献活動の活性化を図るため、「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を平成28年2月に策定した。

同指針に基づき、共助社会づくりを進めるための様々な事業を実施している。

平成27年6月に設置した学識経験者、ボランティア団体、企業関係者等を委員とする「共助社会づくりを進めるための検討会」を運営し、共助社会づくりの推進について検討を進め、その結果を施策に反映させている。

また、東京2020大会を契機としたボランティア文化の定着を図るため、(公財)東京都つながり創生財団や東京ボランティア・市民活動センター等と連携し、東京ボランティアレガシーネットワークの運営やイベント・セミナー開催などの取組を進めている。

イ 災害時の対応・支援

災害時の地域におけるボランティアやNPOなどの活動を広域的な視点から支援するため、東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成やアクションプラン推進会議の開催などを通して体制整備やネットワークづくりを平時から進めている。

平成25年10月に発生した大島の土砂災害及び令和元年台風15号・19号の際には、東京ボランティア・市民活動センターとの協働により「東京都災害ボランティアセンター」を設置し、被災地での災害ボランティア活動支援を実施した。

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の際には、東京ボランティア・市民活動センター等と連携し、現地に拠点を設けた上で、住民同士の交流・支えあいの場づくり（サロン活動）を行うボランティア活動を実施した。また、被災者支援に向けた機運の維持・拡大のため、現地の状況や都内でもできる様々な支援のあり方等を紹介するガイダンスの開催や都内避難者同士の交流の場づくり等、被災地のニーズを踏まえ様々なプログラムを包含的に実施した。

ウ 区市町村NPO・共助担当職員連絡会議

地域における共助社会づくりの取組を進めるため、都と各区市町村のNPO・共助担当職員の協力により、連絡会議を開催する。

エ 自治総合センターコミュニティ助成事業

(一財)自治総合センターでは、コミュニティ活動の推進事業を通して宝くじの社会貢献広報を行うため、宝くじ受託事業収入を財源として、次のような助成事業を、都道府県を通して実施しており、都は、この制度の活用を図るため、区市町村に対して通知等の経由事務を行っている。

- ・一般コミュニティ助成事業
- ・地域防災組織育成助成事業

- ・コミュニティセンター助成事業
- ・青少年健全育成助成事業
- ・地域国際化推進助成事業

また、上記のほか（一財）自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業のうち、文化振興事業（宝くじ文化公演、宝くじまちの音楽会、宝くじふるさとワクワク劇場、宝くじおしゃべり音楽館）について、区市町村に対して通知等の経由事務を行っている。

オ 東京ボランティア・市民活動センター運営費補助

都民による自主的・自発的なボランティア活動等の市民活動の促進を図るとともに、行政とNPO・ボランティア・企業等との協働を推進していくため、（社福）東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの運営費補助を行っている。

(2) 「地域力」向上に向けた取組（町会・自治会活動への支援）

ア 地域の底力発展事業助成

地域の課題を解決するために、地域活動の担い手である町会・自治会が取り組む事業を支援する「地域の底力発展事業助成」（平成 19 年度からモデル事業として実施、平成 24 年度から本格実施、平成 29 年度に「地域の底力再生事業助成」から名称変更）を実施している。

対象事業としては、以下の 4 つの事業区分を設けている。

A 地域の課題解決のための取組
B 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組 「防災・節電活動」、「子ども・若者育成支援」、「高齢者等の見守り活動」、「防犯活動」、「多文化共生社会づくり」及び「東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組」（「デジタル活用支援」）
C 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組
D 単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組

令和 3 年度に「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」の「高齢者等の見守り活動」について、見守り対象をこれまでの高齢者の他、子供や子育て世帯等にも広げ、「高齢者等の見守り活動」として拡充を行い、助成率を引き上げる特例を設定した。また、「東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組」として、町会・自治会活動におけるデジタルデバインド対策を支援するため、「デジタル活用支援」の事業区分を新設し、制度の充実を図るとともに、デジタルサービス局と連携した「講師おまかせスマホ教室」を実施している。

令和 6 年度から「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」の「青少年健全育成活動」について、子どもや若者が町会・自治会の行事に主体的に関与できる取組を増やしていくことを目的に、「子ども・若者育成支援」と区分名称を変更した。

また、町会・自治会の広域連合会である東京都町会連合会との連絡窓口として、意見交

換・連携を図っている。

- ・令和6年度助成対象事業数 885件

【東京都町会連合会の概要】

昭和58年に創立された都内唯一の町会・自治会の広域連合会で、区市町村単位の町会・自治会連合会組織を会員として構成されている。

- ・加入区市数：23区8市（八王子・町田・府中・立川・昭島・調布・狛江・青梅）
- ・加入町会数：5,411町会（令和7年3月現在）

イ 地域コミュニティ活性化事業

令和3年度から（公財）東京都つながり創生財団と連携し、町会・自治会が大学・企業・NPO・ボランティア等の外部団体と連携して地域の課題を解決する仕組みの構築に向けて、外部人材の受け入れに対する町会・自治会の意識改革を進めるためのパイロット事業「まちの腕きき掲示板（令和3年度開始）」「町会・自治会応援キャラバン（令和4年度開始）」を実施している。

令和6年度から「まちの腕きき掲示板」は、プロボノ（※）の活用により町会・自治会が抱える運営上の様々な課題の解決に向けた支援を行う「地域の課題解決プロボノプロジェクト」（令和5年度まで実施）を統合して実施している。

令和7年度からは、パイロット事業で蓄積したノウハウを活用し、持続可能な運営につながる課題解決を目指す町会・自治会の伴走支援を行う区市町村をサポートする「区市町村向け伴走支援サポート事業」を実施している。

※ プロボノ 企業の社員等が仕事を通じて培った経験・スキルを使って行うボランティア活動である。

ウ 町会・マンション みんなで防災訓練

令和6年度から、町会・自治会とマンション住民におけるつながりの構築・強化を効果的に図るため、町会・自治会が近隣のマンションの管理組合と合同で開催する防災訓練を支援している。令和7年度は、連携先を集合住宅自治会及び賃貸マンションにも拡大するとともに、町会・自治会に合同防災訓練で使用する資機材の購入経費の補助を実施している。

エ 区市町村共同実施事業（町会・自治会加入促進）

令和7年度から、町会・自治会の加入促進に向けた取組を東京都全域で加速させるため、区市町村と共同して、町会・自治会の加入促進にかかる地域の現状を分析し、加入促進に効果のある取組を実施・検証する。

オ 地域とつながる若者フォーラム

若者と地域のつながりを創出するため、地域活動へ気軽に参加できるアイデアを若者から募集するとともに、意見交換を行うフォーラムを開催する。

カ 町会・自治会デジタル化推進助成

令和7年度から、町会・自治会が地域において行うデジタル化の推進を広域で後押しし、

町会・自治会運営の活性化や効率化を図るため、回覧板や町会費徴収におけるデジタル化を支援している。

キ 町会・自治会（掲示板）を通じた都民への情報発信（東京都 かわら版）

令和7年度から、都の施策を都民に直接伝えるため、町会・自治会の「まちの掲示板」を通じて情報を発信している。

ク 町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成

令和7年度から、町会・自治会が地域において行う備蓄の環境整備を広域で後押しし、災害時に共助の力が発揮できるようにするため、町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入及び修繕にかかる費用を支援している。

(3) 結婚支援事業

結婚を希望しながらも一歩を踏み出せないでいる都民を後押しするため、社会全体で結婚を応援する気運の醸成に取り組んでいる。

具体的には、結婚支援ポータルサイト「TOKYO ふたり STORY」（平成30年11月開設）での総合的な情報発信をはじめ、ライフプランを考える機会を提供するセミナーやライフデザインを楽しく描ける「東京ライフデザインシミュレーター」の提供、結婚に向けた気運醸成につながるイベントの開催など、結婚を希望する都民への後押しとなる様々な取組を展開するほか、AIマッチングシステムや交流イベント、WEBによる個別相談等の結婚支援マッチング事業を実施し、婚活を躊躇している方が活動を始められるよう支援している。

また、区市町村や他県、非営利法人等が都内で開催する非営利の婚活イベントをポータルサイトで紹介するほか、結婚するふたりへの祝福を通じて、社会全体の結婚に向けた気運醸成を図るために、都内の企業等と連携し、婚約・新婚カップルを対象に、協賛店で特典やサービスが受けられる結婚応援パスポート事業を推進している。

さらに、結婚相談所、式場・婚礼関係等、マッチングアプリの団体が集まって議論する「結婚おうえんTOKYOミーティング」を開催し、民間と連携しながら社会全体の結婚気運の醸成に取り組んでいる。

(4) 多文化共生社会づくりの推進

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すため、「東京都多文化共生推進指針」を平成28年2月に策定（令和7年6月改定）するとともに、（公財）東京都つながり創生財団と連携し、多文化共生社会づくりの推進に資する各種事業を展開している。

ア 在住外国人向け生活情報の提供

東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供する「東京都多文化共生ポータルサイト」の運営を行うとともに、東京での暮らしに有用な情報を掲載した「Life in Tokyo: Your Guide 東京で初めて生活する人のためのガイドブック」を10言語で発行している。

イ 多文化共生コーディネーター研修

教育や医療など各分野における外国人支援の知識を有し、様々な団体との連携を各地域で包括的にコーディネートできる専門人材を育成するとともに、多文化共生に係る最新情報の提供や受講者間の人的ネットワーク構築を目的としたフォローアップ研修を（公財）東京都つながり創生財団と共催で実施している。

ウ 外国人相談窓口の運営

外国人等からの電話相談を 14 言語で受け付け、適切な窓口等につなぐ「東京都多言語相談ナビ（TMC Navi）」を（公財）東京都つながり創生財団に設置している。令和 6 年 6 月よりフリーダイヤル化し、悩みを抱え孤立し相談先のない方への対応を強化している。

令和 4 年 3 月には「ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口」を設置し、ウクライナ避難民及びその支援者等からの相談にも対応している。

また、区市町村等の窓口が言語対応できない場合に通訳サポートを実施しているほか、令和 6 年 4 月には「東京都外国人相談サポートサイト（T-NETs）」を立ち上げ、相談員同士のつなぎ先や支援情報の共有等を通じて、区市町村や国際交流協会など地域の相談窓口との連携を強化し、相談体制の更なる充実を図っている。

エ 「やさしい日本語」の活用促進

外国人に情報を伝える上で有益な「やさしい日本語」の意義等を都民や区市町村等へ効果的に普及啓発するため、（公財）東京都つながり創生財団と連携し、活用促進を図る。

オ 地域日本語教育の推進

地域日本語教育の充実化を図るため、（公財）東京都つながり創生財団、区市町村と連携し、東京における地域日本語教育の体制づくりを推進している。

令和 4 年度には、東京における地域日本語教育の目標や、目指すべきレベルなどを「東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方」として整理し、各地域が本あり方を踏まえた取組ができるよう支援している。

また、（公財）東京都つながり創生財団において、令和 3 年度に構築した地域日本語教室のデータベース「東京日本語教室サイト」を運営し、都内各地域の日本語教室の広報支援を行うほか、令和 6 年度からは新たに同財団に地域日本語教育コーディネーターを配置し、区市町村等が実施する地域日本語教育事業の課題について把握するとともに、その解決に向けた検討を共に行うなど地域日本語教育の体制づくりを支援している。

カ 東京都防災（語学）ボランティア

災害時における被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・登録し、地域防災計画を踏まえた災害時の体制を整備するとともに、平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

○東京都防災（語学）ボランティア登録状況一覧（令和7年4月1日現在）

	言語種別	登録者数（人）	
		人 数	うちネイティブ
1	英 語	439	5
2	中 国 語	72	27
3	韓 国 語	23	6
4	フ ラ ン ス 語	18	0
5	ス ペ イ ン 語	17	0
6	イ タ リ ア 語	1	0
7	タ イ 語	3	0
8	ド イ ツ 語	8	0
9	ポルトガル語	5	0
10	タ ガ ロ グ 語	2	1
11	ロ シ ア 語	4	0
12	インドネシア語	3	2
13	ミャンマー語	1	0
14	ネ パ ール 語	1	1
15	ベ ト ナ ム 語	2	2
合 計		599	44

キ 外国人への防災情報の提供

言語、生活習慣が異なり、地震の経験や知識がない都内在住外国人や海外からの旅行者等が災害時に適切な行動がとれるよう、外国語による防災知識の普及や情報提供体制の充実を図っている。

ク 日本語を母語としない子ども等への支援

日本語を母語としない子どもとその保護者の困りごとや相談に寄り添い、必要な情報や支援が行き届くよう、学校、地域、NPO、行政機関等が連携した体制を構築するため、区市町村が多文化キッズコーディネーターを設置する取組を支援している。

・令和6年度 補助対象自治体 4区市

ケ 在住外国人支援事業助成

都内在住外国人を支援するために民間団体等が実施するコミュニケーション支援などの事業に助成している（助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成）。

・令和6年度助成対象事業数 10件

コ ネットワークを活かした多文化共生社会づくりの促進

都における多文化共生社会づくりを促進するため、都内の国際交流協会、外国人支援団体、国際協力団体等が加盟するネットワークにおいて、（公財）東京都つながり創生財団と連携し、課題の共有、情報交換、研修会の実施、多文化共生に関するイベントの開催などを行っている。

(5) 東京都太田記念館の管理運営

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立てることを目的として都に寄贈した土地に建設した留学生宿舍である。

平成2年4月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成14年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れている。



(6) 外国人相談等

外国人から寄せられる生活に関する相談から在留資格や家族問題など専門的な相談まで様々な相談に応じる。これらに対して適切な助言を行うとともに、専門的機関に関する情報を提供することにより、外国との制度や習慣の違いからくるトラブルに相談対応し、外国人と都政を結ぶ役割を果たしている。

・対応言語及び相談日時

対応言語	開設曜日	相談時間
英 語	月～金	午前9時30分～12時 午後1時～5時 (祝日・年末年始を除く。)
中国語	火・金	
韓国語	水	

・令和6年度実績

・内容別相談件数

項 目	件数 (件)	割合 (%)
くらし一般	1,080	35.9
入 国	412	13.7
事件・事故	391	13.0
医療・社会保障	258	8.6
婚姻・国籍	258	8.6
し ご と	210	7.0
教育・余暇	166	5.5
す ま い	162	5.4
消 費 者	57	1.9
生 活 環 境	11	0.4
計	3,005	100.0

・経路別相談件数

区 分	件数 (件)	割合 (%)
来 訪	206	6.9
電 話	2,765	92.0
郵 送	34	1.1
計	3,005	100.0

2 法人の許認可等（都民生活部管理法人課）

(1) 公益法人等に関する事務

公益法人認定法等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、東京都公益認定等審議会及び会計部会を設置・運営し、公益認定等を行うとともに、事業実施報告、立入検査等により、公益法人等の継続的な指導監督を行っている。

また、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト（公益法人information）により、公益法人に関する情報提供を行っている。

併せて、公益法人制度に関連し、保険業法に基づく認可特定保険業者の監督、所得税法等に基づく寄附金の税額控除制度に係る証明等の事務を行っている。さらに、信託法等に基づき、公益信託の許可及び監督を行う。

○所管法人・公益信託数（令和7年4月1日現在）

	公益信託	公益法人			移行法人		
		社団法人	財団法人	計	社団法人	財団法人	計
知事所管	9件	217 法人	214 法人	431 法人	122 法人	115 法人	237 法人
教育委員会所管	11件						
（共管数）	(0)						
都計	20件						
全国計※		4,162 法人	5,549 法人	9,711 法人	2,913 法人	3,101 法人	6,014 法人

（※全国計…令和5年12月1日現在）

(2) 宗教法人に関する事務

宗教法人法に基づき、宗教法人の設立、規則変更、合併及び解散の認証、境内地・境内建物の非課税のための証明、法人規則等の謄本の証明等の事務を行っている。

○宗教法人数（令和7年4月1日現在）

神道系	1,571 法人
仏教系	2,863 法人
基督教系	486 法人
諸教	781 法人
都知事所轄法人計	5,701 法人
全国計※	178,921 法人

（※全国計…令和5年12月31日現在）

(3) 特定非営利活動法人に関する事務

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する法人設立認証事務及び一定の基準を満たす法人に対する認定事務を行っている。認定特定非営利活動法人になると、寄附金について税制上の優遇措置を受けることができる。また、NPO法人ポータルサイトにより都所管特定非営利活動法人の情報提供を行っている。

さらに、設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしない法人、毎事業年度の提出が義務づけられている事業報告書等を提出していない法人、その他法令等違反の法

人に対しては、特定非営利活動促進法に基づく報告徴収や改善命令、設立の認証の取消し等を行い、当該法人名を公表するなど、所轄庁として特定非営利活動法人の適正な運営を支援している。

○特定非営利活動法人数（令和7年3月31日現在）

	都	全国
認 証 法 人 数	8,724 法人	49,487 法人
認 定（特 例 認 定）法 人 数	299 法人	1,294 法人

3 男女平等参画施策の企画調整（都民生活部男女平等参画課）

(1) 男女平等参画施策の企画調整

ア 東京都男女平等参画推進会議

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都男女平等参画推進会議を設置している。

イ 国及び区市町村等との連絡調整

国、道府県、区市町村との連絡会議の開催等により、情報交換を行い、連携の推進を図っている。

(2) 東京都男女平等参画審議会の運営

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会を設置している。

(3) 総合計画の推進

ア 東京都男女平等参画推進総合計画

(ア) 計画の位置づけ

東京都男女平等参画基本条例及び男女共同参画社会基本法に基づく計画であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成（令和4年3月改定）

(イ) 計画期間：令和4年度から令和8年度

(ウ) 計画の基本的考え方と3つの柱

基本的考え方：男女平等参画推進に向け、企業の実践を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく

第1の柱：ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

第2の柱：男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

第3の柱：配偶者暴力対策

男女平等参画社会の実現に向け、本計画を着実に推進していく。

イ 女性も男性も輝くTOKYO会議

総合計画の推進に関して、都民及び事業者並びに都が連携・協力して取り組む場とともに、総合計画の達成状況の把握等を行う第三者機関として「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置している。

ウ 年次報告の作成

男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、庁内及び都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成、公表している。

(4) 女性の活躍推進の気運醸成

東京の活力を高めるためには、大きな潜在力を有している女性の活躍が不可欠である。職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けた、社会全体の気運醸成が重要である。

ア 女性の活躍推進に向けた取組の推進・発信

「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信や女性活躍推進に向けた取組等に関する検討や提案を行っていく。

イ 東京都女性活躍推進大賞の贈呈

全ての女性が意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、女性の活躍推進に取り組む企業・団体及び個人に「東京都女性活躍推進大賞」を贈呈し、女性の活躍推進の気運醸成を図っている。

ウ TOKYOメンターカフェ

女性のちょっとした悩みや不安に、仕事や子育て等の経験のある都民がメンターとしてアドバイスをする相談サイト「TOKYOメンターカフェ」を開設している。

エ 性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関する取組

職業に対する性別による無意識の思い込みを払拭することを目的とし、キッズニア東京と連携した親子参加型のイベントの実施や、小学生新聞とのタイアップによる啓発を行う。また、意識を変える率先行動として、都庁管理職向けアンコンシャス・バイアス研修を実施している。

オ 企業等との連携による女性活躍の推進

女性の参画が少ないSTEM分野等における女性活躍を推進するため、企業等と連携した女子中高生向けオフィスツアーや、国際女性デーを契機とした特別企画を実施し、女子中高生の進路・職業選択を応援する取組を推進する。

(5) 審議会等における女性委員の任用促進

都の政策形成の場である審議会等については、多様な価値観や発想を反映させることが必

要である。このため、東京都男女平等参画基本条例において都の審議会等の委員構成について「男女いずれの性も40%以上」とするクォータ制を導入するなど、女性委員の任用率向上を図っている。

(6) ライフ・ワーク・バランスの推進

ア Webサイト「TEAM家事・育児」の運営

男性が積極的に家事・育児に取り組む契機となるような具体的な実践方法や意識啓発を促す様々な情報を発信し、当事者夫婦だけでなく、若者や企業経営者、職場の上司や同僚など社会全体に対して男性の家事・育児参画に向けた気運醸成を図っている。

イ 男性の家事・育児実態調査の実施

男性の家事・育児実態調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた子育て夫婦向け広報資料を作成し、男性の家事・育児に対する行動変容や社会全体のマインドチェンジに取り組んでいく。

(7) 配偶者等暴力対策

ア 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置している。

イ 配偶者暴力被害者支援に向けた啓発

被害者の早期発見、相談機関等の情報提供に係るパンフレットや啓発カード等を作成し、都民及び関係機関の理解を深めるため、様々な機会を活用して啓発を行っている。

ウ 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業

配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に交付金を交付し、配偶者暴力被害者等支援の充実を図っている（対象事業実施に要する経費の10分の10を交付）。

・令和6年度交付対象事業数 4件

エ 配偶者暴力加害者プログラム

国が策定した「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」を踏まえ、被害者支援の一環として、加害者プログラムを実施する民間団体への補助を実施している。

・令和6年度交付対象事業数 4件

4 東京ウィメンズプラザの運営（東京ウィメンズプラザ）

東京ウィメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、

情報提供、相談等の事業を実施している。

(1) 講座・研修

ア 都内男女平等参画推進センター職員等の研修（男女平等推進担当職員研修）

地域の男女平等参画推進センターに対する支援強化のため、新任職員等を対象に研修を実施している。

イ 区市町村相談員養成講座

区市町村の相談員等の育成を図るため実施している。

(2) 民間活動支援

東京ウィメンズプラザフォーラムとして、講演会、ワークショップ等を通じて、都と民間団体等が一体となって情報を発信し、都民の男女平等参画意識の醸成を図る。

(3) 情報提供事業

ア 図書資料室の運営

男女平等参画に関する情報（図書・資料・新聞・雑誌等）を収集し、都民に提供するとともに、図書などの利用について相談、助言（レファレンスサービス）を行っている。

- ・所蔵図書 約72,000冊（令和7年3月31日現在）
- ・利用者 24,705名（令和6年度実績）
- ・レファレンスサービス 863件（令和6年度実績）
- ・図書貸出登録者数 1,152名（令和7年3月31日現在）

イ インターネットによる情報提供

東京ウィメンズプラザの実施事業について、ホームページで情報提供を行うとともに男女平等参画に関する普及啓発を図っている。

(4) 相談事業（P48相談件数の推移 参照）

ア 一般相談

結婚・離婚・人間関係やセクハラ被害など、さまざまな悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。

具体的には、電話による相談を受け、相談者とともに問題を整理し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

- ・相談方法 電話、必要に応じて面接

イ 特別相談

(ア) 法律相談

法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が相談対応を行っている。

- ・相談方法 面接

(イ) 精神科医師による面接相談

精神科医師による医学的、心理学的指導の実施

(ウ) 男性相談

男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。

- ・相談方法 専用回線による電話相談で外部の相談員が対応し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

ウ スーパーバイズ

(ア) スーパーバイズ（東京ウィメンズプラザ相談員向け）

解決に苦慮する事例について、外部の専門家を招いて指導・助言を受けている。これによりケースの円滑な解決を図るとともに、当所相談員の対応能力向上を図っている。

(イ) スーパーバイズ（区市町村相談員向け）

区市町村の相談事業を担う相談員の対応能力向上のため、スーパーバイズを実施している。

(5) 配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能をもち、配偶者からの暴力被害相談、配偶者暴力被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

ア 相談事業（P48相談件数の推移 参照）

(ア) 被害者相談

電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。

なお、令和3年度より三者間多言語通訳サービスを活用し、5言語による相談を実施している。

(イ) 特別相談

a 配偶者暴力被害者のための法律相談

配偶者暴力被害者の離婚等法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。

b 精神科医師による面接相談

配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的とし、面接相談を実施している。

c 男性相談

配偶者暴力に関する男性からの電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。

(ウ) LINEを活用したDV相談

電話による相談を苦手としメールやSNSに慣れている若年層等の相談環境を整備するため、令和3年度より無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用したDV相談を実施し、被害防止や救済等様々な支援につなげている。

(エ) 自助グループ活動支援

配偶者暴力の被害女性たちによる自助グループに対し、活動への支援を行っている。

(オ) 配偶者暴力対策ネットワーク会議配偶者暴力対策連携部会の開催

配偶者暴力対策関係機関の連携を促進するため、連携部会を開催している。

イ 講座・研修事業

都民向けの配偶者暴力防止講演会や被害者が自立して生活することを促進するための情報提供等の援助を目的とした各種講座、関係機関職員のための被害者支援に必要な知識等を提供する研修を実施している。

ウ 配偶者暴力被害回復のための子供広場

配偶者暴力のある家庭にいた子供に対して、心のダメージの回復を助けるために、遊びを通じた学習の機会を提供している。

エ 民間活動支援

(ア) DV防止等民間活動助成事業

民間における配偶者暴力防止等に関する自主的な活動等を支援し、配偶者暴力の防止及び被害者支援を図っている。

- ・自主活動、施設の安全対策、連携事業等への助成 14件（令和6年度実績）

助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成

- ・アドバイザーの派遣 7件（令和6年度実績）

(イ) 配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成事業

民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成するため、研修を実施している。

(ウ) 民間支援団体との連携

連携会議を設置し、被害者を支援するNPO等民間支援団体との間で実態・ニーズの共有化や解決策の検討を行っている。

オ 配偶者暴力対策区市町村支援事業

(ア) コーディネート研修

区市町村における被害者支援体制の構築に資するため、関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な知識の習得を目的とした研修を実施している。

(イ) 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進

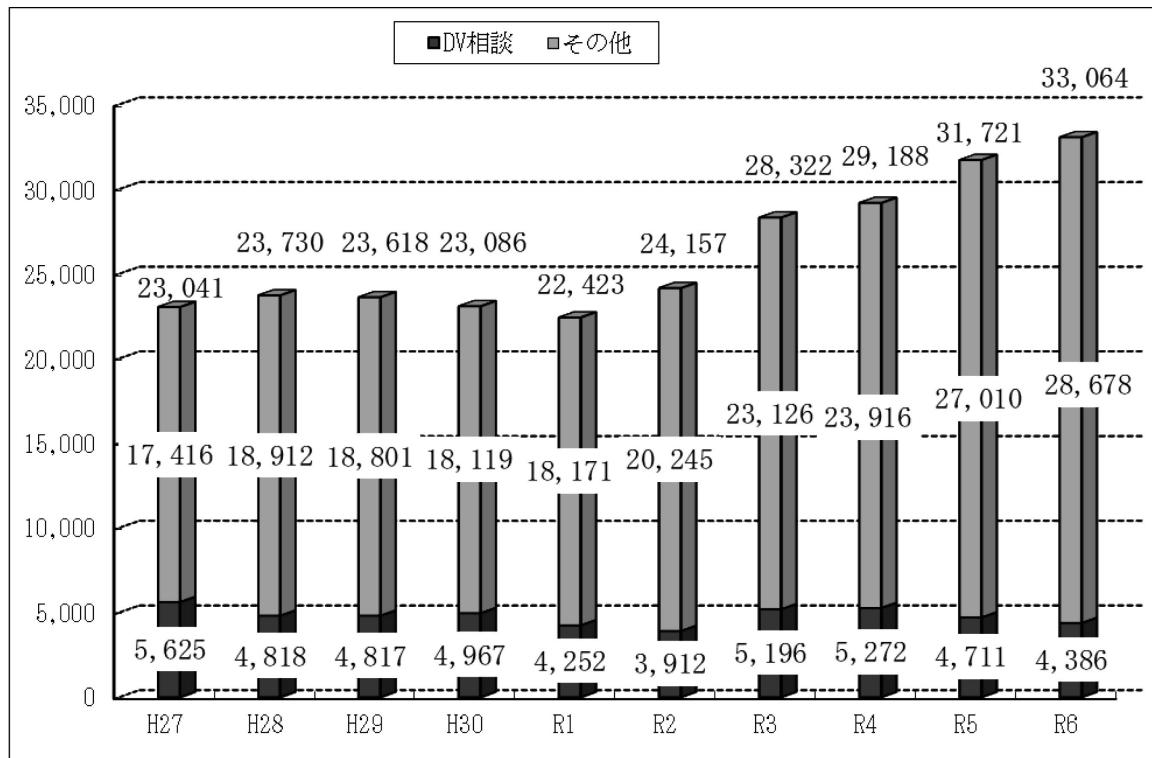
区市町村における支援センター業務の充実を図り、支援センター機能整備を促進するための技術的支援を行っている。

(ウ) 区市町村との連携

都と区市町村の配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るため、連携会議を開催するとともに、配偶者暴力に関する研修や説明会に参加しづらい区市町村に対しては、出前講座を実施するなど連携の強化に努めている。

【相談件数の推移】

(単位：件)



(6) 女性の活躍推進

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジに向けて、女性活躍推進及び男女平等参画推進に関するセミナー等を開催する。

ア 若年女性・働く女性への支援

若年女性のキャリアアップを支援するため、民間団体等と連携して、女子中高生が現役の女子大学生に進路や職業選択等の悩みを相談・共有できる座談会や、若年層や子育て中の母親等が気軽に交流・相談できる場の提供を行う。また、ライフ・ワーク・バランスの実現や女性活躍推進に向けて、男女ともに固定的な性別役割分担意識や性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」にとらわれないための意識変革を促すセミナー等を開催する。

イ 男性の家事・育児への参画

ライフ・ワーク・バランスの実現には、女性も男性も家事・育児分担や育業取得等についての意識改革が重要なことから、家事・育児に関心がある男性や夫婦が共に参加できるセミナー等を開催する。

(7) 東京ウィメンズプラザの管理運営

ア 施設貸出

ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。

- ・総入館者数（令和6年度実績） 122,772人
- ・施設利用状況（令和6年度実績）

	利用件数(件)	利用人員(人)	利用率(%)
ホー ル	335	34,349	40
視聴覚室	1,435	18,467	49
第一会議室	1,089	12,329	55
第二会議室	1,012	6,743	52
第三会議室	496	2,530	51
合 計	4,367	74,418	50

イ 都内男女平等参画（女性）センター館長等会議の開催

男女平等参画（女性）センター等の連携を図るため、民間の女性センターを含め、館長会議を開催している。

5 渡航事務（都民生活部旅券課）

都民の海外渡航に必要な旅券発給に関する事務、渡航相談等を行っている。

旅券は、海外において、それを所持する者の国籍と身分を証明する公文書であり、日本国政府が外国官憲に対し、それを所持する者を安全に旅行させ、必要があるときには保護、扶助を与えるよう要請する公文書である。

旅券には公用旅券と一般旅券の2種類があり、公用旅券は国（外務省）が直接取り扱い、一般旅券の発給については法定受託事務として都道府県が申請受付・作成・交付事務等を行っている。

《根拠規定等》

- ・旅券法（昭和26年11月28日公布）、旅券法施行令、旅券法施行規則
- ・地方自治法 第2条第9項第1号（法定受託事務）
- ・旅券法関係手数料条例（平成12年東京都条例第72号）

《主な動き》

- ・平成19年4月1日、島しょ地域9町村に対して旅券事務の一部を委託した。
- ・令和2年2月、2020年旅券（偽造防止能力を高めるため葛飾北斎「富嶽三十六景」を査証欄ページのデザインに導入等）の発給を開始した。
- ・令和2、3年に世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延。旅券申請件数が大幅に減少した。
- ・令和4年の旅券法令改正により、令和5年3月27日からマイナポータルを活用した電子申請導入（更新のみ）
- ・令和5年6月19日から手数料のクレジットカード決済開始（電子申請のみ）

- ・令和7年3月24日より、新規申請も電子申請が可能になるとともに、偽変造防止のため、国立印刷局にて集中的に旅券を作成する集中作成方式が開始

○東京都の旅券窓口

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室
所在地	新宿区西新宿2-8-1 都議会議事堂 地下1階	千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館2階	豊島区東池袋3-1-3 サンシャインシティ・ ワールドインポート マート5階	立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店9階
面積	951.86㎡	1,173.13㎡	556.58㎡	790.82㎡
開設	昭和63年5月1日	昭和40年6月1日	昭和53年11月1日	昭和53年11月1日
受付時間	○申請 月・火・水 9時～19時 木・金 9時～17時（土・日は休業） ○交付 月・火・水 9時～19時 木・金・日 9時～17時（土は休業）			
備考	○標準処理期間 9日 ○手数料 新規（窓口）10年16,300円 5年11,300円（うち東京都手数料2,300円） （オンライン）10年15,900円 5年10,900円（うち東京都手数料1,900円）			

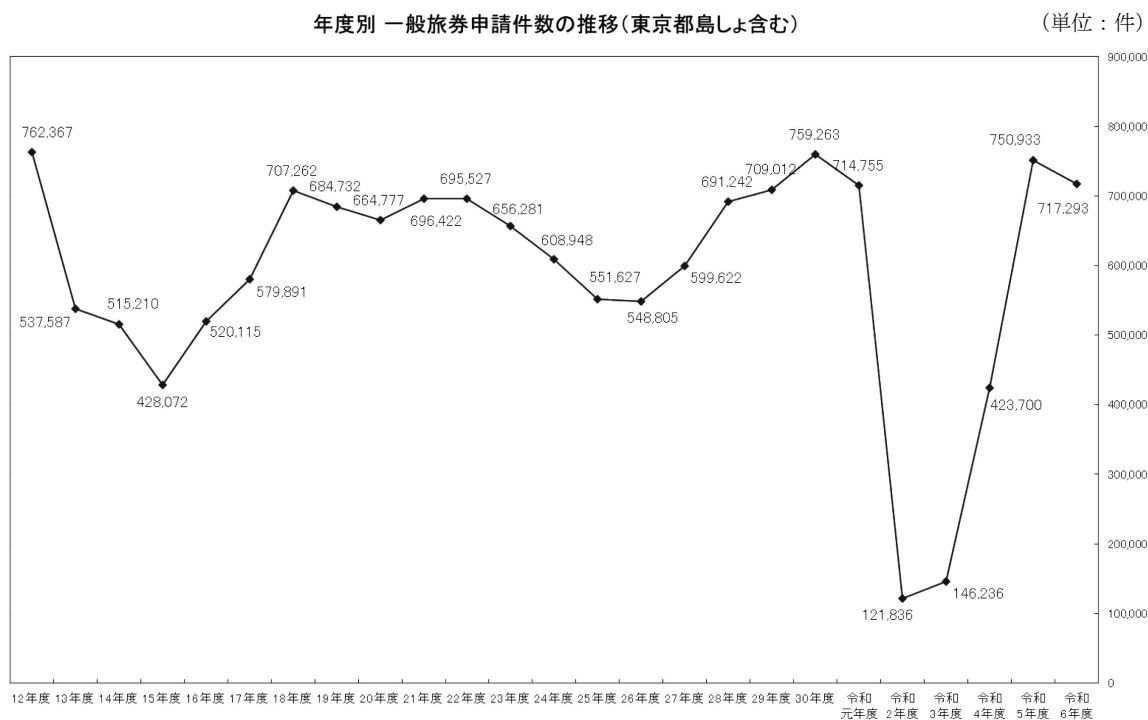
○令和6年度 旅券申請件数実績

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室	計
申請件数 （構成比）	225,418件 （31.4%）	268,666件 （37.5%）	108,589件 （15.1%）	114,167件 （15.9%）	716,840件 （100.0%）

※ 上記表には、島しょ申請件数は含まない（令和6年度：島しょ申請件数 453件）。

※ 全国の一般旅券年間発行数 約370万件（令和6年）

【一般旅券申請件数の推移】



6 政策連携団体への助成等

多文化共生社会づくりや共助社会づくりを推進する事業を実施し、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを目的として設立した（公財）東京都つながり創生財団に対し、その運営に要する経費の補助を行う。

【（公財）東京都つながり創生財団の概要】

- ・設立年月日 令和2年10月1日
- ・所在地 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル8階
- ・代表理事 マリ・クリスティース
- ・役員・評議員 役員8名、評議員8名
- ・基本財産 88,675千円 うち都の出捐金 88,675千円（100%）
- ・根拠法令等 公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付要綱
公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱
- ・補助実績（令和6年度）運営費補助 722,608千円